

公共工事における予定価格設定時の「歩切り」に関する
フォローアップ調査の結果について

平成 27 年 9 月 7 日
総 務 省
国 土 交 通 省

昨年 6 月の公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成 17 年法律第 18 号。以下「公共工事品質確保法」という。）の改正により、予定価格の適正な設定が発注者の責務として位置づけられました。これを受け、公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針（平成 26 年 9 月 30 日閣議決定により変更）においては、予定価格の設定に際し、適正な積算に基づく設計書金額の一部を控除するいわゆる「歩切り」が公共工事品質確保法第 7 条第 1 項第 1 号に違反することが明確にされ、「公共工事の入札及び契約の適正化の推進について」（平成 26 年 10 月 22 日付け総行行第 231 号・国土入企第 14 号）により要請したとおり、地方公共団体の長は、予定価格の設定について必要に応じた見直しを直ちに行うことが求められています。

これを踏まえ、昨年 12 月に各地方公共団体における「歩切り」の実施の有無、実施している場合における見直しの検討状況等について、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成 12 年法律第 127 号）第 19 条第 3 項に基づく措置状況の公表に資するための調査（以下「前回調査」という。）を実施し、本年 4 月 28 日に調査結果を公表するとともに、予定価格の設定方法の見直しについて改めて要請したところです。

さらに、本年 6 月 22 日には、前回調査において「見直しを行う予定はない」又は「未定」と回答をした団体を中心に、その後の見直しの進捗状況等について調査を実施したところです。今般、調査の結果を次のとおり取りまとめましたので、お知らせします。

<調査対象機関>

前回調査において、設計書金額から減額して予定価格を決定している場合があるとした団体（757 団体）

<調査対象時点>

平成 27 年 7 月 1 日現在の状況

<調査における留意事項>

- ・本調査の回答に当たって、「歩切り」の違法性及び定義について示したリーフレット（別添）により、調査の趣旨・目的を確認いただき、地方公共団体の長等、予定価格の設定に権限と責任を有する方の判断を経た上での回答を依頼しています。
- ・今回の調査の結果を踏まえ、「歩切り」を行っていると思われる団体等に対しては、都道府県を通じ、個別に理由等を聴取するなどにより改善を促進していくこととしています。
- ・これらの取組を踏まえてもなお、「歩切り」の撤廃に理解をいただけないなどの場合には、必要に応じて個別の発注者名を公表することとしています。
- ・今回の調査結果を踏まえた見直しの進捗状況について、今後も適時調査を行います。

<回収率>

100%（757 団体から回答）

<調査事項及び回答の概要>

今回の調査対象である 757 団体と前回調査において「設計書金額と予定価格が同額」と回答した 1,031 団体を合わせた調査結果は以下のとおりです。

1. 歩切りの違法性及び定義等についての理解

リーフレット（別添）の内容を確認・理解した	1,786 団体
リーフレット（別添）の内容を確認・理解していない（※1）	2 団体

（※1）「理解していない」とした主な理由

〔 設計書金額にシステムで無作為に発生させた係数を乗じることにより減額する場合や端数を切り下げて予定価格を設定する場合において、やむを得ない場合となる「極めて少額」の具体的な範囲が示されていない 等 〕

（参考）前回調査結果との比較

	平成 27 年 1 月 1 日時点	平成 27 年 7 月 1 日時点
リーフレットの内容を確認・理解した	1,783	1,786 (+3)
リーフレットの内容を確認・理解していない	5	2 (-3)

2-1. 予定価格の設定方法及び見直しの予定（ブロック^(注)別）

	全国	北海道	東北	関東	北陸	中部	近畿	中国	四国	九州	沖縄		
団体数（都道府県含む）	1,788	180	233	429	67	164	222	112	99	240	42		
設計書金額と予定価格が同額	1,448 (81%)	176 (98%)	168 (72%)	367 (86%)	55 (82%)	136 (83%)	160 (72%)	85 (76%)	84 (85%)	186 (78%)	31 (74%)		
設計書金額から減額して予定価格を決定している場合がある	340	4	65	62	12	28	62	27	15	54	11		
減額の理由	慣例、財政健全化等のため（※2）	100	2	25	22	5	9	8	4	6	14	5	
	見直しを行う予定	H27年度内	34	1	9	6	0	3	3	4	3	5	0
		H28年度以降	16	1	4	3	2	0	2	0	0	3	1
	見直しに向けて対応を検討	34	0	7	9	3	5	3	0	0	3	4	
	その他（※3）	16	0	5	4	0	1	0	0	3	3	0	
端数処理等（※4）	240	2	40	40	7	19	54	23	9	40	6		

（※2）設計書金額から減額して予定価格を決定している団体のうち、その減額理由として、「慣例による」、「自治体財政の健全化や公共事業費の削減のため」、「一定の公共事業費の中でより多くの工事を行うため」、「追加工事が発生した場合に備えて、予算の一部を留保することにより、補正予算に係る議会手続きを経ずに変更契約を円滑に行えるようにするため」又は「その他」のいずれかを含む回答をした団体。

（※3）予定価格の設定方法の見直しの検討状況について、「その他」と回答した団体の主な回答内容

今年度までは現行の方法のままとし、来年度以降に検討予定。
基本的に現在の取扱いを継続し、必要に応じて対応見直しを検討する。
見直しを行う予定はない。 等

（※4）設計書金額から減額して予定価格を決定している団体のうち、その減額理由として、「事務の効率化のため、設計書金額の端数を切り下げている」又は「予定価格の漏洩を防ぐため、設計書金額にシステムで無作為に発生させた係数を乗じている」のいずれかのみを回答した団体。

（参考）前回調査結果との比較

	平成27年1月1日時点	平成27年7月1日時点
設計書金額と予定価格が同額	1,031	1,448 (+417)
設計書金額から減額して予定価格を決定している場合がある	757	340 (-417)
慣例、財政健全化等のため	459	100 (-359)
端数処理等	297	240 (-57)

2-2. 予定価格の設定方法及び見直しの予定（都道府県別）

別紙をご参照下さい。

3. 設計書金額から減額して予定価格を決定している場合の減額の理由

（有効回答 340 団体 複数回答可）

慣例による	35
自治体財政の健全化や公共事業費の削減のため	48
一定の公共事業費の中でより多くの工事を行うため	9
追加工事の発生に備えて、予算の一部を留保することにより、議会手続を経ずに変更契約を円滑に行えるようにするため	3
端数処理	242
予定価格の漏洩を防ぐため、システムで無作為に発生させた係数を乗じることによる調整	27
その他（※5）	36

（※5）実勢取引価格を考慮、予定価格漏洩防止等のため契約担当官が決定 等

4. 都道府県における市区町村の「歩切り」の見直しに向けた取組について

行った又は行っている （例）・「歩切り」を実施している市町村に個別訪問を実施。 ・地域発注者協議会にて「歩切り」の違法性等を説明。 等	38
行う予定 （例）・今後見直しが実施されない市町村に個別に働きかけを行う。 ・今後開催される地域発注者協議会にて働きかけを実施。 等	6
その他 （例）・市町村における「歩切り」が撤廃されるため特段の働きかけは実施しない。 等	3

（注）ブロック毎の都道府県の内訳は次のとおり

北海道：北海道

東北：青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県

関東：茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県、長野県

北陸：新潟県、富山県、石川県

中部：岐阜県、静岡県、愛知県、三重県

近畿：福井県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県

中国：鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県

四国：徳島県、香川県、愛媛県、高知県

九州：福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県

沖縄：沖縄県

以上